

本校の学校生活

○本校生徒としての心得

本校の生徒指導は、本校の校訓「心を育て、自らを琢(みが)く」のもとに制定されている。

- ・他の模範となり得る人間形成を目指す。
- ・正しい判断力と行動力を身に付け、社会人として自立した生活を送ることができることを目的としている。
- ・規則を守り、落ち着きのある生活態度を心がける。
- ・物事に対する真剣な態度、忍耐強さや自律的精神を培い、心身ともに健康で充実した学校生活を送る。

○生活上の心得

- ・挨拶は、全ての生活の基本である。自らすすんで挨拶をする。
- ・正しい言葉遣い、礼儀をわきまえた行動をする。
- ・就職試験等の面接に対応できる身だしなみを常に心がける。
- ・時間を厳守し、遅刻などしない。
- ・HR役員や日直・清掃など自分に与えられた役割は、責任と誠意をもって果たす。
- ・机やロッカー、貸与タブレット、実習機器など学校の備品は大切に使用し、破損した場合は先生に申し出る。
- ・清掃は生徒全員で行う。清掃分担場所へすみやかに集合し実施する。
- ・学習・部活動等、学校生活に必要なもの以外は、学校に持ち込まない。
- ・スマートフォンの使用は公共のマナーに従う。
- ・貴重品の管理は、各自が責任を持って行う。

○【生徒心得】 1 欠席・遅刻・忌引等に関する規定

- ・欠席・遅刻・早退をする場合は、保護者より事前に学級担任へ届け出る。
- ・始業チャイムの鳴りはじめに教室不在の場合は遅刻となる。遅刻入室許可証をもって入室する。
- ・早退は、担任・養護教諭に申し出て、許可を得てから生徒指導部に願い出る。
- ・外出は原則認めない。やむを得ない理由と判断した場合は外出を許可する。
- ・公式試合などで学校長が必要と認めた場合は公欠とする。
- ・親族の喪に服するものは、規定した期間(※)休むことができる。

※忌引等の場合、認められる公欠日数

- 父母の死亡 7日
- 祖父母の死亡 3日
- 兄弟姉妹の死亡 3日
- 伯(叔)父母・曾祖父母の死亡 1日
- 父母の法要 1日

○【生徒心得】 2 服装に関する規定

(1) 制服について

ア 制服着用ガイドを参照する。ただし、入学式や卒業式、式典ではブレザーを着用する。

イ 冬期(10月～3月)の登下校時には、防寒着・防寒具を着用しても良い。

ウ 原則、学校への登下校時には制服を着用し、運動靴や革靴を使用する。サンダル類の使用は認めない。

ただし、怪我などの理由により制服の着用が難しい場合には、保護者と学校(学級担任)との相談のうえ「異装届」を提出し、認めることもある。

エ 土・日・祝日、および長期休業中の部活動時については、部活動で揃えた服装での登校を認める。

<令和7年度 制服着用ガイド>

(2) 頭髪等について

ア 髪が、目・耳・襟にかからない。

イ 脱色・染色等の加工をすることは禁止とする。

ウ ラインを入れる、極端な段カットなどの髪型は禁止とする。

エ パーマ等の加工をすることは禁止とする。

オ 眉毛を極端な形に整えない。

カ カラーレンズのメガネ、カラーコンタクトレンズの使用は禁止とする。

キ ピアス、指輪、ネックレス等の装身具は禁止する。

<令和7年度 身だしなみ基準>

○【生徒心得】 3 持ち物について

- ・通学カバンは貴重品が管理できるように、口が何らかの形で閉じられるものとする。
- ・校舎内では、本校指定のスリッパを使用する。
- ・貴重品は、カギの掛かる個人ロッカーを利用するなど自分で管理する。
- ・必要以上の現金を持ってこない。
- ・スマートフォンを持ち込む場合は、各自で管理し、学校敷地内での使用を禁ずる。

○【生徒心得】 4 自動車通学について

- ・許可基準を満たし、許可を得た生徒は、自転車で通学ができる。
※自転車の許可基準については、「自転車通学許可願」を参照
- ・毎年1回、学校内で自転車点検を実施する。
- ・一度、許可を得た自転車であっても、その後に不備が発覚した場合は、許可を取り消す。
- ・ヘルメットを着用することが望ましい。

○【生徒心得】 5 運転免許について

- ・オートバイの免許を取らない、買わない、乗らない、乗せてもらわない、四ない運動を厳守する。
- ・普通自動車運転免許について、3年生は「自動車学校入校許可願」を提出し、許可を得た後に自動車学校に通うことができる。

ただし、就職希望者は11月1日以降、進学希望者は12月1日以降とし、学校生活を優先することを前提とするため考査期間中やその他の指導中に通学することは認めない。

なお、運転免許試験場での受験は卒業式の翌日以降とする。

○【生徒心得】 6 アルバイトについて

アルバイトは許可制とする。学習活動や部活動などの学校生活を優先することを前提とし、家庭の経済的な理由等がある場合に保護者および学校(学級担任)との相談のうえで、アルバイトを認める。

ただし、日頃の生活態度や成績不振など、学校生活に支障がある場合に許可を取り消すことがある。

○【生徒心得】 7 特別指導について

暴力、怠学等の問題行動については、本校の校訓「心を育て、自らを琢(みが)く」を元に、社会人として自立した生活を送るための習慣や正しい判断力、行動力を身に付けることを目的とし、本人、保護者、学校の三者により特別指導を行う。

○【生徒心得】 8 校則の見直し規定について

社会の要請や時代の変化などに合わせ、生徒心得(校則)の見直しを随時行っていく。次年度に向けて、生徒・保護者・関係教職員の意見を参考に、関係委員会で検討し、運営委員会、職員会議を経て、校長が決定する。